

<意見書（医師記入）>（参考様式）

※意見書は、一律に作成・提出する必要があるものではありません。

意見書（医師記入） 保育所施設長 殿 参考様式																								
入所児童氏名 年 月 日 生																								
（病名） （該当疾患に☑をお願いします） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 30px;"></td><td>麻しん（はしか）※</td></tr> <tr><td></td><td>インフルエンザ※</td></tr> <tr><td></td><td>風しん</td></tr> <tr><td></td><td>水痘（水ぼうそう）</td></tr> <tr><td></td><td>流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）</td></tr> <tr><td></td><td>結核</td></tr> <tr><td></td><td>咽頭結膜熱（プール熱）※</td></tr> <tr><td></td><td>流行性角結膜炎</td></tr> <tr><td></td><td>百日咳</td></tr> <tr><td></td><td>腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）</td></tr> <tr><td></td><td>急性出血性結膜炎</td></tr> <tr><td></td><td>侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）</td></tr> </table>		麻しん（はしか）※		インフルエンザ※		風しん		水痘（水ぼうそう）		流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）		結核		咽頭結膜熱（プール熱）※		流行性角結膜炎		百日咳		腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）		急性出血性結膜炎		侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）
	麻しん（はしか）※																							
	インフルエンザ※																							
	風しん																							
	水痘（水ぼうそう）																							
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）																							
	結核																							
	咽頭結膜熱（プール熱）※																							
	流行性角結膜炎																							
	百日咳																							
	腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）																							
	急性出血性結膜炎																							
	侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）																							
症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。 年 月 日から登園可能と判断します。 年 月 日																								
医療機関名																								
医師名																								
※必ずしも治癒の確認は必要ありません。意見書は症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。																								
※かかりつけ医の皆さまへ 保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の記入をお願いします。 ※保護者の皆さまへ 上記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「意見書」を保育所に提出して下さい。																								

表 8 医師が意見書を記入することが考えられる感染症

感染症名	感染しやすい期間（※）	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症 1 日前から発しん出現後の 4 日後まで	解熱後 3 日を経過していること
インフルエンザ	症状が有る期間（発症前 24 時間から発病後 3 日程度までが最も感染力が強い）	発症した後 5 日経過し、かつ解熱した後 2 日経過していること（乳幼児にあっては、3 日経過していること）
風しん	発しん出現の 7 日前から 7 日後くらい	発しんが消失していること
水痘（水ぼうそう）	発しん出現 1 ～ 2 日前から痂皮（かさぶた）形成まで	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症 3 日前から耳下腺腫脹（ちよう）後 4 日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5 日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後 2 日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による 5 日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）	—	医師により感染のおそれがないと認められていること。 （無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している 5 歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5 歳未満の子どもについては、2 回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。）
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）	—	医師により感染の恐れがないと認められていること

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（一）としている。